

三重大学における行動指針

令和4年6月7日

	種 別	現在のレベル	概 要
1	教育活動	レベル1	<ul style="list-style-type: none">・ 講義・演習：感染予防対策を講じた上で、教育活動を実施する（オンライン、ハイブリッド、対面）。・ 実験・実習：感染予防対策を講じた上で、教育活動を実施する（オンライン、ハイブリッド、対面）。
2	研究活動	レベル1	<ul style="list-style-type: none">・ 感染予防対策を講じた上で、研究活動を実施する。
3	事務業務	レベル1	<ul style="list-style-type: none">・ 感染予防対策を講じた上で、出勤可能とする。・ 在宅勤務及び時差出勤の実施を推奨する。
4	学内会議	レベル1	<ul style="list-style-type: none">・ 感染予防対策を講じた上で、対面会議を実施できる。・ オンラインまたはハイブリッドを推奨する。
5	入試・行事・集会	レベル1	<ul style="list-style-type: none">・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針を遵守し、感染予防対策を講じた上で実施できる。・ 開催時の感染状況によっては、大学として中止を要請することがある。
6	学内施設	レベル1	<ul style="list-style-type: none">・ 利用の制限は設けない。
7	学外者の入構	レベル1	<ul style="list-style-type: none">・ 感染防止対策を講じて、入構できる。
8	課外活動	レベル1	<ul style="list-style-type: none">・ 感染防止対策を講じて、活動できる。
9	国内の出張、旅行、訪問 (全構成員)	レベル1	<ul style="list-style-type: none">・ 必要な出張・訪問は、感染防止対策を講じて、必要最小限の日程で行う。

医学部・附属病院は除く。

1 教育活動

レベル	行動基準
0	通常通り
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義・演習：感染予防対策を講じた上で、教育活動を実施する（オンライン、ハイブリッド、対面）。 ・ 実験・実習：感染予防対策を講じた上で、教育活動を実施する（オンライン、ハイブリッド、対面）。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義・演習：オンラインまたはハイブリッドを主体として実施する。対面のみでの実施は、他に代替できない場合のみ可能。 ・ 実験・実習：対面で実施することができる。但しゼミ等オンラインで実施可能なものは、オンラインを推奨する。 ・ ハイブリッド及び対面では、感染予防対策を徹底する。 ・ 対面の教育活動に参加する学生を所属する部局・研究科で把握する。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義・演習：原則としてオンラインで実施する。ハイブリッドは実施せず、対面のみでの実施は他に代替できない場合のみ可能である。 ・ 実験・実習：オンラインで実施可能なものは、全てオンラインで行う。対面での実施は、他に代替できない場合のみ可能である。 ・ 対面での教育活動では、感染予防対策を徹底する。 ・ 対面の教育活動に参加する学生を所属する部局・研究科で把握する。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義・演習：オンラインでのみ実施する*。 ・ 実験・実習：オンラインで実施可能なものは、全てオンラインで行う。対面での実施は、他に代替できない場合のみ可能である。 ・ 対面での教育活動では、感染予防対策を徹底する。 ・ 学生はやむを得ない対面での教育活動に参加する以外は、原則登校しない。 <p>*対面しか行えない教育活動に参加しなければならない学生に対して教育的配慮を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対面の教育活動に参加する学生を所属する部局・研究科で把握する。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義・演習：オンラインでのみ実施する*。 ・ 実験・実習：オンラインで可能なもののみ実施する*。 ・ 学生は原則登校しない。 <p>*対面しか行えない教育活動に参加しなければならない学生に対して教育的配慮を行う。</p>

2 研究活動

レベル	行動基準
0	通常通り
1	・感染予防対策を講じた上で、研究活動を実施する。
2	・感染予防対策を講じた上で、研究活動を実施する。 ・在宅での研究活動が可能な場合は、在宅勤務を推奨する。
3	・在宅での研究活動を基本とする。 ・現在進行中の研究活動は、研究を継続するための最小限の活動のみ、感染予防対策を徹底して行う。 ・研究資源（生物・精密測定機器等）の維持を行うことができる。 ・大学の研究機能の維持のために、学部長又は研究科長が特に許可した活動を行うことができる。
4	・在宅以外の研究活動は停止する。 ・研究資源（生物・精密測定機器等）の維持は行うことができる。 ・大学の研究機能の最低限の維持のために、学部長又は研究科長が特に許可した活動は行うことができる。

3 事務業務

レベル	行動基準
0	通常通り
1	・感染予防対策を講じた上で、出勤可能とする。 ・在宅勤務及び時差出勤の実施を推奨する。
2	・感染予防対策を講じた上で、在宅勤務及び時差出勤を要請する。 ・事務室（執務室）を複数に分散することを推奨する。
3	・感染予防対策を講じた上で、原則在宅勤務及び時差出勤を行う。 ・事務室（執務室）を複数に分散する。
4	・在宅勤務を原則とする。 ・大学機能の維持のために必要最小限の職員のみ、十分な感染予防対策を講じた上で出勤する。

4 学内会議

レベル	行動基準
0	通常通り（オンラインも可）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防対策を講じた上で、対面会議を実施できる。 ・オンラインまたはハイブリッドを推奨する。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン会議を原則とする。 ・個人情報保護や守秘義務等からオンライン開催が適当でない場合など、やむを得ない場合は、感染予防対策を講じた上で対面会議を実施する。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン会議を原則とする。 ・危機管理系の委員会など、学長や所属部局・研究科等の長が特例で認めた場合のみ、参加人数を可能な限り絞って感染対策を徹底した上で対面会議を実施する。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン会議のみ実施する。

5 入試・行事・集会等

レベル	行動基準
0	通常通り
1	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針を遵守し、感染予防対策を講じた上で実施できる。 ・開催時の感染状況によっては、大学として中止を要請することがある。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・本学または外部団体主催の行事・集会等は、使用する施設・教室の規模、参加者数、公共性及び社会的影響などを総合的に判断し、危機管理委員会で審議する。危機管理委員会で承認された場合、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針を遵守し、感染予防対策を講じた上で、実施できる。 ・リモート開催は制限しない（危機管理委員会の承認は不要） ・開催時の感染状況によっては、大学として中止を要請することがある。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験等、本学が実施している公的要素の強い行事・集会等のみ、危機管理委員会の審議を経て実施を検討する。 ・リモート開催は制限しない（危機管理委員会の承認は不要）。 ・開催時の感染状況によっては、大学として中止を判断することがある。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、中止又は延期とする。

6 学内施設（図書館・共同実験施設・食堂など）

レベル	行動基準
0	通常通り
1	・利用の制限は設けない。
2	・利用制限を課す場合がある。
3	・図書館・共同実験施設などは、教育・研究上、必要最小限の利用にとどめる。 ・食堂は必要最小限の利用にとどめる。
4	・図書館・共同実験施設などは、教育・研究上、必要最小限の利用にとどめる。 ・食堂は利用できない。
5	・利用できない。

7 学外者の入構

レベル	行動基準
0	通常通り
1	・感染防止対策を講じて、入構できる。
2	・不要不急の入構は控える。 ・感染防止対策を講じて、できるだけ短時間にとどめる。
3	・入構を禁止する（大学機能の維持のための必要最小限の入構は除外する）。

非常勤講師、非常勤職員等は学内者として扱う。

8 課外活動

レベル	行動基準
0	通常通り
1	・感染防止対策を講じて、活動できる。
2	・オンラインによる活動、及び許可された一部の対面活動のみ可能。 ・許可は、学生総合支援機構長が保健管理センターと協議して行う。

3	・オンラインによる活動のみ可能。
---	------------------

9 国内の出張・訪問

レベル	行動基準
0	通常通り
1	・必要な出張・訪問は、感染防止対策を講じて、必要最小限の日程で行う。
2	・ 緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置が適用されている地域 への出張・訪問は、所属の学部・研究科の長への届出または許可を得て行う。但し、訪問地域の自治体の指針も遵守すること。
3	緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置が適用されている地域への出張・訪問は、自粛する。
4	全ての出張・訪問を自粛する。

海外は、[外務省海外安全ホームページ](#)や[保健管理センターのホームページ](#)に示す規制に従うこと。